



連合・政府 労働政策対話に出席

サービス連合から政府に要請



政府へ要請するサービス連合後藤会長



田村厚生労働大臣



木原内閣総理大臣補佐官

連合と政府は、コロナ禍の職場への影響と「新しい生活様式」における働き方の課題をテーマとして、政策対話を実施しており、10月19日厚生労働省に於いて開催された「第4回労働政策対話」では観光・人流サービスの産業の現場における状況と課題について意見交換がおこなわれました。サービス連合からは後藤会長が出席し、観光産業の現状や課題を述べ、政府の更なる対応を強く求めました。

後藤会長からは「観光産業は深刻な状況である。すでに、雇用問題が発生しているが、6ヵ月以上、事業者の収入は厳しい状況が続いており、雇用問題は今後、更に深刻な状況になる。今回のコロナ禍は急に30年分の変化が我々の産業に起こったのと等しい状況であると認識している。人の流れが止まったことによって観光産業、とりわけ旅行業、宿泊業は大変な状況に陥ったことや、財務的に脆弱な事業者が多いことなどから、この状況が落ち着くまでの支援策として事業と雇用を守る「観光産業の持続可能給付金」制度の創設を要請している。雇用調整助成金の特例対応がなくなると雇用維持と事業存続ができないと事業者団体とも認識を共有している。12月までは延長いただいたが、年度内である3月まで延長いただき、また、先行きが不透明な為、その後も延長を願いたい。人流が止まったことにより産業として大打撃を受けている。国民は動くことに恐怖にも似た感情を抱いてしまっている。今、日本での新型コロナウイルスがどのような状況であるか、このような対策を講じているのでGo Toトラベルでの旅行が可能なのだ、というような正しい情報を客観的な数値に基づいて政府が発信していただきたい。」と述べました。

田村厚生労働大臣は「厳しい中でも特に厳しい産業の皆さんの状況を聞かせていただいた。雇用調整助成金の特例は12月まで延長したが、財政的に非常に厳しい状況であるため、状況を見ながら考えていきたい。1月以降延長しないことになったとしても急に本則に戻すことを考えているわけではない。」と答えました。

木原内閣総理大臣補佐官からは「最も厳しい分野の一つだと理解している。雇用問題もこれからさらに状況が悪くなるということで大変深刻である。事業者の手元流動性比率が低く、財務体制が脆弱であるということについても意識を新たにしたい。」と返答がありました。また、出席者からのGo Toキャンペーンによる団体利用の需要喚起の効果が限定的であるとの指摘に対して、国土交通省は、「文部科学省とも連携の上で修学旅行の実施を進めていくとともに、貸切バスの換気能力の高さを示すデータについても広く発信していきたい。」と述べました。

最後に、田村厚生労働大臣が「業界の状況の厳しさを改めて実感した。人の行動と感染リスクの関係性の情報を発信していくことは、政府の責任である。政府としても日本の雇用が守られるよう取り組んでまいりたい。」と締めくくりました。

第4回労働政策対話 出席者

(政 府)

田村厚生労働大臣、木原内閣総理大臣補佐官、
岩井国土交通副大臣 他

(連 合)

神津会長、逢見会長代行、相原事務局長、
サービス連合、私鉄総連、J R連合、
航空連合、交通労連・各代表者



第4回労働政策対話 開催の様子

第4回労働政策対話 サービス連合発言要旨

1. 「新しい生活様式」にかかる職場での影響

- 観光産業は人が交流することで促進される業種である。そのため、それぞれの職場では業種別のガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じており、感染防止と従業員の安全確保に努めている。

2. 「新しい生活様式」における働き方の課題

- 急激な業績の悪化により、希望退職、整理解雇など雇用問題が発生している。
- 業種として対面接客が欠かせない場面が多い。感染防止策を講じているものの、従業員は感染リスクのある中で働いている。

3. その他（産業の課題など）

- コロナ感染拡大の影響によって人流が停滞し半年が過ぎた。
- 旅行業は、観光庁発表の主要旅行業者の総取扱額は前年同月比で4月 4.5%、5月 2.4%、6月 7.1%、7月 12.6%となっている。また、諸外国との往来は段階的に再開されているもののビジネス関係者などに限定されていることなどから、海外旅行は前年同月比で4月 1.7%、5月 1.0%、6月 1.2%、7月 1.2%と厳しい状況である。
- 宿泊業は、観光庁発表の2020年4～6月期の国内宿泊旅行消費額が85.4%減となった。また、ホテル・旅館など宿泊業の上半期（4～9月）の倒産件数は前年同期比約2.4倍の73件で2011年度上半期（74件）に次いで過去2番目の水準となっている。（帝国データバンク発表資料より）
- サービス連合の加盟組合では6組合の事業者で希望退職が実施されるなど雇用問題が発生している。
- 雇用を守るための現実的な対応として、雇用調整助成金の特例はさらなる延長を求める。
- 観光事業者は固定費に対する手元流動性比率が低い。全産業の1.83に対して宿泊業は0.55（2018年）と財務体質が脆弱であることから、追加融資が受けづらい状況にあり事業の継続が危ぶまれる。については雇用と事業継続の両方を守るための新たな支援策として、人件費を中心に、12ヵ月分の事業経費を融資形式で提供し、雇用を守った場合は、返済を免除、観光産業の事業者であれば、事業規模、従業員数、事業形態に係わらず対象とする「観光産業の持続可能給付金」の創設を要請したい。
- 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養がおこなわれている。旅館業法では、宿泊しようとする者が伝染性と明らかに認められるときは宿泊を拒否することが可能となっている。働く者の安全が脅かされることのないよう、今回の措置は特例であることを発信していただきたい。
- 人の移動制限に関する発信が政府と地方自治体で異なり混乱を招いた。感染防止策と経済対策が同時並行で進められている中、政府には国民がどのような行動をとるべきか、客観的なデータに基づく合理的な説明をしていただきたい。